

京都桂川園久世障害デイサービスセンター・ショートステイ

運 営 規 程

(指定生活介護事業)

社会福祉法人 京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
京都桂川園久世障害デイサービスセンター・ショートステイ（生活介護）運営規程**

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人京都社会事業財団が設置する京都桂川園久世障害デイサービスセンター・ショートステイ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）は、社会福祉法人京都社会事業財団が掲げる「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的とする。」の福祉理念に基づく運営を行ない、また、実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
 - 3 指定生活介護の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条例第38号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 6 事業の実施にあたっては関係行政機関が行うあっせんに協力するとともに、他の保険、医療、福祉サービス提供事業者との連携に努めるものとする。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び

「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成25年1月9日京都市条例第38号)に定める内容のほかその他関係法令に基づく人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、利用者の立場に立った事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 京都桂川園久世障害デイサービスセンター・ショートステイ
- (2) 所在地 京都市南区久世上久世町77-1

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人京都社会事業財団とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員・兼務)

管理者は、事業所の職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名 (常勤職員)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容の実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 医師 1名 (嘱託)

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要に応じて行う。

- (4) 看護師 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理、保健衛生、医療、看護及び介護・療養上の指導を行う。

- (5) 生活支援員 1名以上 (常勤職員1名以上)

生活支援員は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じてその者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

- (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上の必要数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を

確保することが困難な場合は、看護師その他の者をもって代えることがある。

(7) 生活支援員等直接処遇に従事する職員の総数は10名以上とする。

(営業日及び営業時間帯等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時40分から午後5時までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の1日あたりの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 20名

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く。)

(指定生活介護の内容)

第9条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談及び援助
- (2) 介護
- (3) 事業所外支援
- (4) 健康管理
- (5) 創作的活動
- (6) レクリエーション
- (7) 送迎サービス
- (8) 食事サービス
- (9) 入浴サービス
- (10) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から(9)に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。
- 2 サービスの提供は作成した個別支援計画の内容を利用者に説明するとともに、計画

に基づいて誠実に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第 10 条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定生活介護に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した額)の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前 2 項のほか、次に定める費用については、利用者から利用に応じて徴収するものとする。

(1) プログラム活動の材料費 1回 実費

(2) サービス提供記録等の複写物のコピー代 1枚につき 10円

(3) パット・オムツ等代金(注:持参分が不足した場合) 1枚 20円~92円

(4) 昼食代金 1食につき600円(うち食材料費400円)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について事前に説明を行い、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用の中止、変更、追加等)

第 11 条 利用予定日の前に、個別支援計画で定めたサービスの利用の中止又は変更することが出来る。この場合にはサービスの実施日の前日までに当事業所に申し出ることとする。

2 利用予定日の2営業日前までに利用中止の申し出がなかった場合、利用者の体調不良等やむを得ない欠席である場合でも、月4回を限度として当該利用予定日に欠

席時対応加算を算定する。(ただし、職員が電話連絡等の必要な対応を行った場合に
限る。)

又、当日になって利用中止の申し出をされた場合、別途取消料として下期の料金を
支払っていただく場合がある。ただし、利用者の体調等に緊急やむを得ない事由
が発生した場合はこの限りではない。

(1) 前日(午後5時)までに申し出があった場合 無料

(2) 前日(午後5時)までに申し出がなかった場合 600円(食費)

- 3 指定生活介護の継続利用者が連続して5日間利用を中止した場合に、職員が個別
支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て利用者の居宅を訪問し相
談援助を行った場合、月2回を限度として訪問支援特別加算を算定する。
- 4 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービス
を追加することが出来る。
- 5 サービス利用の変更、追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日にサ
ービスの提供が出来ないことがあるが、その場合には、他の利用可能日を利用者に
提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整を行うものとする。

(通常事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 京都市南区 (北は九条通りまで、東は1号線まで)
- (2) 京都市伏見区 (東は1号線まで、東南は大手筋交差点から外環横大路まで、西
南は桂川西岸沿い宮前橋まで)
- (3) 京都市西京区(洛西及び樫原・桂川中学校区)

(サービスに当たっての留意事項)

第13条 利用者は、個別支援計画の作成に参画し、計画に基づく日常生活の支援及び行事
への参加を通して自立した生活ができるように努めるものとする。

- 2 指定生活介護の利用に当たって喧嘩、暴力等他人に著しく迷惑を及ぼす等秩序を
乱す行為をしてはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第14条 事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及
び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたと
きは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法
第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定され
た介護給付又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。こ
の場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限

月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(事故発生時等における対応)

- 第15条 職員は、指定生活介護の提供に起因する事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、「社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園事故対応マニュアル」により必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害の賠償をするものとする。
 - 4 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故発生時の対応及び再発防止策を適切に講じるための担当者を設置するものとする。

(緊急時などの対応)

- 第16条 職員は、現に指定生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医や又は協力医療機関（同一法人 京都桂病院）（以下「協力医療機関等」という。）に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第17条 事業所は、非常災害に備えて、別に定める「京都桂川園災害時避難訓練計画」に基づき、消防訓練、風水害、地震等の災害に対処するための具体的計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難訓練及び消火訓練、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、日頃から地域住民の参加、消防団との連携を図り火災時等の際の消火、避難協力体制を整備するものとする。

(衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止の為の措置等)

- 第18条 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る

ものとする。

- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(苦情の解決)

- 第 19 条 提供した生活介護、その他施設の管理運営に関する苦情については「苦情への対応に関する実施要綱」(平成 13 年 6 月 1 日施行)を事業所内に掲示し、利用者への周知、説明を行うとともに、苦情の申し出があった場合は、実施要綱に基づき迅速かつ適切に対応する。
- 2 当事業所は、提供した指定生活介護に関し、京都府・京都市及び関係機関が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は京都府・京都市及び関係機関の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して京都府・京都市及び関係機関が行う調査に協力する。尚、京都府・京都市及び関係機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(秘密の保持等)

- 第 20 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での指定生活介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書等により利用者及びその家族の了承を得るものとする。
 - 3 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、退職した場合においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 5 その他必要なことに関しては京都桂川園個人情報管理規程を遵守するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続し実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

実施するものとする。

- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 22 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- 2 事業所における虐待防止の指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施するものとする。
- 4 虐待の発生またはその再発を防止するために、担当者を設置するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 23 条 事業所は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の例外三原則（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。なお、やむを得ず拘束を行う場合は、その時点で個別に説明を行うとともに同意を得ることとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(ハラスメント対策)

第 24 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 25 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。
- (1) 生活介護計画
 - (2) サービスの提供の記録
 - (3) 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 虐待等の記録

(その他運営についての留意事項)

第26条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備するものとする。

- 2 この規程に定める事項の他、社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂川園の定める運営基本方針並びに管理規程を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 2月13日から施行する。

平成26年 4月 1日 一部改正

平成30年 1月 1日 一部改正

令和 2年 8月 1日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 3年 7月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正